

令和4年度
第2回
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和4年8月2日(火)午後1:45～
開催場所 宮崎合同庁舎2階
共用大会議室

会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について
- 2 運営小委員会報告
- 3 令和4年度地域別最低賃金改正決定の目安について
- 4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について
- 5 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について
- 6 検討小委員会における関係労使の意見聴取について
- 7 その他

1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について

2 運営小委員会報告

3 令和4年度地域別最低賃金改正決定の目安について

4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について

5 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の
設置について

6 検討小委員会における関係労使の意見聴取について

7 その他

令和4年度
第2回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和4年度第2回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見	1
2	令和4年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会報告	5
3	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	7
4	2022年度特定（産業別）最低賃金改正申出	9
5	令和4年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果	11
6	宮崎地方最低賃金審議会運営計画（案2）	13
7	特定最賃の関係労使の意見聴取について	17

宮崎の主要統計資料（前回以降7月28日までに公表）

8	宮崎市の消費者物価指数 令和4年5月（宮崎県統計調査課）	25
9	主要経済指標 令和4年8月（みやぎん経済研究所）調査月報8月号	27
10	雇用失業情勢 令和4年6月分（宮崎労働局職業安定課）	35
11	第2回目安小委員会資料	47
	資料① 令和4年賃金改定状況調査結果	49
	資料② 生活保護と最低賃金	59
	資料③ 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	63
	資料④ 賃金分布に関する資料 抜粋	67
	参考資料① 委員からの追加要望資料	81
	参考資料② 足下の経済状況等に関する補足資料 抜粋	89
	参考資料③ 主要統計資料（更新部分抜粋）	95
12	第3回目安小委員会資料	101
	委員からの追加要望資料	103
13	第4回目安小委員会資料	109
	参考資料① 足下の経済状況等に関する補足更新資料	111
	参考資料② 主要統計資料（更新部分抜粋）	117

2022年 7 月12日

宮崎地方最低賃金審議会
会 長 松岡 優子 様

宮崎ふれあいユニオン
執行委員長

要 請 書

平素より勤労者の社会的地位向上にご尽力いただき、感謝申し上げます。

当労働組合は、連合宮崎傘下の一人でも加入できる地域合同労働組合です。パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者をはじめ働く人たちの労働相談や組合づくり、権利拡大に力を入れて取り組んでいます。

地域最低賃金は昨年10月からの改訂により全国加重平均で時給930円、最高額は東京都の時給1,041円(最低:高知県、沖縄県820円)、宮崎県は821円となっています。最高最低の地域間格差は時給220円と依然として大きなものがあります。

1970年のILO131号、135号(日本は1971年4月29日批准)は最低賃金決定条約として「労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生活費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの」と定めています。

例えば、地域最賃821円で8時間/日、20日/月労働で賃金月額131,360円。扶養家族がいる世帯では、生活保護費にも届かない実状です。さらに今年の特徴として、ロシアのウクライナ侵攻、コロナ禍など内外経済環境の大きな変化に伴い、食料品や電気・ガス料金、ガソリン値上げなど生活に身近な物価の値上げラッシュで可処分所得が確実に減少し家計が悲鳴を上げています。

今問われるのは、地域最賃を「いくら引き上げるか、いくら払えるか」でなく「いくらにすべきか」水準の在り方を議論すべきと考えます。地域最賃を時給1,500円で8時間/日、20日/月働けば月額24万円、将来的にめざすべき収入水準と思います。



岸田首相も『実質賃金の低下』を認め、政府骨太方針(案)でも「地域最賃全国加重平均1,000円の早期実現」を掲げています。将来を見据えた重要な社会的課題です。

また、地域の若い人材流出を抑えて地域の活性化と地域経済の空洞化解消のためにも地域最賃の地域間格差解消が重要と確信します。

あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」に立ち返り、以下のとおり要請いたします。

記

- 1 急激な諸物価高騰による可処分所得の低下に対応でき、生活が維持できる地域最低賃金の積極的な引き上げに向けて尽力されたい。
- 2 地域の底上げをめざして最低賃金の地域間格差の解消の実現にむけて尽力されたい。
- 3 宮崎県最低賃金時給改定審議にあたり、1,000円以上の実現にむけて尽力されたい。

以上



2022年7月27日

県労連

宮崎地方最低賃金審議会委員 各位

宮崎県労働組合総

議長

2022年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見

日頃より、働く者の労働条件の改善、くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策関連業務にご尽力のことと存じます。

今年の宮崎県最低賃金の改定に当たり、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料と諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の宮崎県の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

また、地域間格差の解消も急務です。

2021年の改定では、最高の東京都が1,041円、宮崎県は821円と220円もの格差があります。ランク制度によって、この格差は年々拡大しており、2002年には103円だった格差はこの20年で倍になっています。

地域別最低賃金は官民間わず、非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。

最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると考えます。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要

との結果が出されています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

岸田内閣は「新しい資本主義」の実行計画で、最低賃金を2025年度にかけて「できる限り、早期に全国平均が1,000円以上となることを目指す」と明記されました。

最低賃金の引き上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、地域間格差の解消に向けて積極的な引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と労働者救済の絶対条件だと考え、下記の通り要請します。

記

1. 宮崎県の最低賃金821円を今すぐ1,000円以上に引き上げ、早急に1,500円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し、全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。

以上

令和4年8月2日

宮崎地方最低賃金審議会

会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会

運営小委員会

座長 橋口 剛和

令和4年度宮崎地方最低賃金審議会

運営小委員会報告

当運営小委員会は、令和4年7月7日、令和4年度の最低賃金審議会の運営について検討した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

- 1 宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において次により審議することとする。

労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う。

- 2 産業別最低賃金に係る審議については、次によることとする。
 - (1) 改正等の必要性の有無についての検討は、産業別最低賃金審議会検討小委員会において行うこととする。
 - (2) 検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。

(3) 改正決定等についての諮問があった場合の当該産業別最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指し努力するものとする。

3 地域別及び産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項（以下、「6条5項」という。）の規定を採用することとし、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項を採用するに当たっては、次のとおり運用することとする。

- (1) 6条5項の適用については、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会での結審に当たって専決を行った場合は、他の本審委員あて関係資料を送付するとともに、次回本審に報告するものとする。

4 地域別及び産業別最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5 審議会（専門部会を含む。）の開催日の設定に当たっては、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うよう努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

令和4年7月7日（木）

区分	氏名	現職
公益代表委員	まつおか ゆうこ 松岡 優子	弁護士法人 西山松岡法律事務所 弁護士
	はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
労働者代表委員	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
使用者代表委員	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	かい まさふみ 甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事

連合宮崎発第2022-210号
2022年 7月14日

宮崎労働局長
田中 大介 様

日本労働組合総
宮崎県連合会(連
会 長

2022年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長)
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長



以上

令和4年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和4年8月2日

名 称	申出年月日	申 出 者	適用 労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数				比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協 約・労使 協定等	機関決定	合意署名	合計 〔B〕			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和4年7月14日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長）	人 2,750 (174)	人 1,168 (88)	人		人 1,168 (88)	42.5%	適	金額改正 900円
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和4年7月14日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 8,630 (74)	人 337 (2)	人 3,495 (11)		人 3,832 (13)	44.4%	適	金額改正 938円
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和4年7月14日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事	人 4,250 (73)	人 2,335 (1)	人		人 2,335 (1)	54.9%	適	金額改正 825円
宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和4年7月14日	日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,520 (48)	人 379 (1)	人 983 (3)		人 1,362 (4)	54.0%	適	金額改正 847円

※（ ）内は事業所数または労組数

令和4年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/7本審・運小確認

1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和4年8月17日 13時30分～15時00分

（第1回本審後の運営小委員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- （1）5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼する。
- （2）別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見発表・聴取要領

- （1）意見表明者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- （2）発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- （3）意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- （4）発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

令和4年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見表明者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
労働組合	職名	
1-1 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業		
ふりがな		〒 (電話)
2-1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
ふりがな		〒 (電話)
3-1 各種商品小売業		
ふりがな		〒 (電話)
4-1 自動車(新車)小売業		
ふりがな		〒 (電話)

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和4年7月1日(金)12:00までに、宮崎労働局労働基準部賃金室へご提出をお願いいたします。
FAX (0985-38-8830) または
メール アドレス : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

令和4年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見表明者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
事業場名(又は所属団体)	職名	
1-2 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業		
ふりがな		〒 (電話)
2-2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
ふりがな		〒 (電話)
3-2 各種商品小売業		
ふりがな		〒 (電話)
4-2 自動車(新車)小売業		
ふりがな		〒 (電話)

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和4年7月1日(金)12:00までに、宮崎労働局労働基準部賃金室へご提出をお願いいたします。
FAX (0985-38-8830) または
メール アドレス : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 各種商品小売業
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名 称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 —		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	— —	要	所属労働者数	
	職 名			参考事項	意見発表の希望 有 ・ 無

使用者代表

所属企業	名 称		概	労働者数	
	所在地	〒 —		要	業 種
	電話番号	— —	参考事項		意見発表の希望 有 ・ 無
	職 名				

(注1) 意見書を提出されない方への確認は、宮崎労働局賃金室(Tel0985-38-8836)からご連絡いたします。

(注2) 令和4年度県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会前日までに、宮崎労働局賃金室までご提出をお願いいたします。

FAX(0985-38-8830)または

メール アドレス:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

(注3) やむを得ず、事前に提出ができない場合は、14部持参してください。